

令和 8 年度 天草市物価高騰対策商工事業者
応援チャージ券発行支援事業交付要領

(目的)

第 1 条 本要領は、物価高騰の影響を受ける市内商工業者の販路拡大及び売上確保を支援するとともに、地域活性化通貨「天草のさりー」を活用した消費喚起及び地域内経済循環の促進を図るため、商店街等の団体及び企業等が実施するプレミアム付き「天草のさりー」チャージ券の販売事業を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、天草市補助金等交付規則（平成 1 8 年天草市規則第 4 8 号。以下「規則」という。）及び天草市地域活性化通貨事業実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる

- (1) チャージ券
天草市地域活性化通貨「天草のさりー」にチャージするための券をいう。
- (2) 補助対象団体
市内の事業者等により構成され、本要領に基づき申請を行う団体をいう。
- (3) 実施団体
交付決定を受け、本要領に基づきチャージ券販売事業を実施する団体をいう。
- (4) プレミアム分
チャージ券購入金額に上乗せされる利用可能額をいう。
- (5) チャージ券販売代金
実施団体が販売したチャージ券の金額をいう。
- (6) 代表者
実施団体を代表する者であり、チャージ券販売代金及びチャージ券その他の金銭類について、責任をもって管理する者をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助対象団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする

- (1) 市内に住所を有する個人事業主又は本店が所在する法人により構成されていること。
 - (2) 5 店舗以上の店舗又は事業所により組織され、その構成店舗又は事業所が天草のさりー取扱店である団体であること。なお、団体を構成する店舗又は事業所数の上限は、5 0 店舗とする。
- 2 同一の店舗が加盟する補助対象団体は、2 団体までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は対象としない。
- (1) 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づき設立された商工会議所
 - (2) 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき設立された商工会
- 4 団体の構成は、店舗又は事業所単位とし、事業者単位ではないものとする。

(補助対象事業の要件)

第 4 条 対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 販売するチャージ券は「天草のさりー」にチャージするものであること。
- (2) チャージ残高の使用期限は、令和9年1月31日までとし、チャージ期限についても同様とすること。
- (3) 販売するチャージ券については、プレミアム率を除き1枚あたり1万円とすること。
- (4) チャージ券のプレミアム率は、販売金額の30パーセント以内とすること。

(販売店に関する規定)

第5条 チャージ券の販売は、実施団体の構成員として申請された事業所が本要領その他関係法令を遵守し、購入者に対し公平かつ適正な取扱いをしなければならない。

- 2 1人当たりのプレミアム分を除く販売額の上限は3万円とする。
- 3 チャージ券の販売は、天草市内に住所を有する者に限る。なお、販売店は購入者に対して氏名等の記載を求めるものとする。
- 4 チャージ券を販売する際の支払方法は、現金に限るものとする。
- 5 チャージ券の販売にあたり、購入者に対してカードの利用期限及びチャージ期限について説明を行わなければならない。
- 6 購入機会の公平性を確保するため、チャージ券の販売に関する情報を周知しなければならない。
- 7 販売店は、チャージ券販売代金を受領したときは、代表者が定める方法により、チャージ券販売代金を代表者に引き渡さなければならない。
- 8 不正使用その他不適切な事案が発生し、又はそのおそれがあると認めたときは、直ちに代表者に報告しなければならない。
- 9 チャージ券の販売期限は、令和8年12月31日までとすること。
- 10 販売期限が経過したチャージ券については、実績報告時に本市へ返還しなければならない。

(補助率及び補助限度額)

第6条 本補助金の補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第7条 本補助金の対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) プレミアム分 販売金額に上乗せされるプレミアム分のうち実際に使用された額
- (2) 事務費 チャージ券発行に係る次の費用（消費税を除く。）
 - ア 広告宣伝費（チラシ等印刷費、ホームページ及びSNS制作費、折込・掲載料等）
 - イ 販売促進費（ポスター等印刷費、のぼり旗等製作費、封筒購入費等）
 - ウ チャージ券販売代金等の振込手数料
 - エ その他市長が特に必要と認める経費
- 2 事務費にあつては、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助上限額を超えた経費は、実施団体の負担とする。

(申請及び事業期間)

第8条 本事業の実施期間及び各種手続きの期限は、別表2に定める。

(補助金の申請)

第9条 補助対象団体は、天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費計算書(様式第4号)
- (4) 参加事業者一覧(様式第5号)
- (5) 認定申請に関する誓約書(様式第6号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を精査し、その内容を適当と認め、補助金を交付することを決定したときは天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という)(様式第7号)により、補助金を交付しないことを決定したときは天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第11条 補助対象団体は、補助金の申請を取り下げようとするときは、天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金取下申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の内容変更)

第12条 補助対象団体は、交付決定を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金計画変更申請書(様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請の内容が適正であると認めたときは、天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(チャージ券の受渡し)

第13条 市長は、実施団体に対し、交付決定後チャージ券を引き渡すものとする。

- 2 チャージ券受領後、代表者の責任をもって適切に保管しなければならない。
- 3 実施団体は、チャージ券の亡失、盗難その他事故が発生した場合は、直ちに市長へ報告しなければならない。

(チャージカード販売代金の納付)

第14条 代表者は、チャージ券販売代金を適正に管理し、別表第3に定める納付期限が到来する毎に、チャージ券販売管理台帳（様式第14号）を提出のうえ、市長が指定する口座への振込みにより納付しなければならない。

2 実施団体は、販売実績及び納付状況を確認できる帳簿その他関係書類を整備しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し、販売状況及び納付状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（実績報告）

第15条 実施団体は、事業が完了したときは速やかに、天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、事業完了日から起算して1月を経過した日、又は当該年度の1月29日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第13号）
- (2) 補助対象経費計算書（様式第4号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) チャージ券販売管理台帳（様式第14号）
- (5) 未販売の分のチャージカード
- (6) 広報物のチラシ等（SNSの写しやチラシの写しなど）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（帳簿等の整備及び保管）

第16条 実施団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助額の決定）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、当該実績報告書等を審査し、適正と認めたときは実施団体に天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金交付確定通知書（以下「交付確定通知書」という。）（様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第18条 実施団体は、補助金を請求するときは、交付確定通知書を受理後、天草市物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業補助金交付請求書（以下「請求書」という。）（様式第16号）を市長へ提出するものとする

第19条 市長は前条の請求書を受理したときは、内容を確認し、補助金を交付しなければならない。

（その他）

第20条 本要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）補助率及び補助限度額

経費区分	補助率	補助上限・限度額
販売金額に上乗せされる金額（プレミアム分）	10/10	販売金額の 30%を上限とし、超過分は自己負担
プレミアム分の補助限度額	—	参加店舗数×30 万円又は 1,500 万円のいずれか低い額。ただし、参加店舗数が 10 店舗以下の場合は、300 万円
発行に係る費用（事務費）	10/10	発行予定総額に事務費率 5 %を乗じた額又は 50 万円のいずれか低い額

別表第 2（第 8 条関係）事業期間及び各種期限

申請期間	令和 8 年 7 月 1 3 日（月）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで
販売期間	交付決定後チャージ券受け渡しから令和 8 年 1 2 月 3 1 日（木）まで
実績報告期限	事業完了後 1 か月を経過する日又は令和 9 年 1 月 2 9 日（金）のいずれか早い日

別表第 3（第 1 4 条関係）チャージ券販売代金の納付

区分	内容
販売状況の確認	チャージ券販売管理台帳（様式第 1 4 号）をデータにて提出
納付方法	市長が指定する口座への振込みによる
振込指定口座	金融機関：天草信用金庫 支店名：本店 口座番号：1 2 6 7 1 0 2 受取人名：アマクサノサリーリヨウスイシンキョウギカイ
納付期限	毎月 1 5 日までの販売分については当月末日までに、毎月末日までの販売分については翌月 1 5 日までに納付すること。 当該日が閉庁日である場合は、その前の開庁日とする。